

離婚後の共同親権の拙速な導入を見直すことに関する意見書（案）

離婚後の子どもの養育について、父母のどちらか一方が親権を持つ現在の単独親権に加えて、父母双方に親権を認める共同親権を導入することなど、これまでの親権制度を大きく変える民法改正の議論が行われている。

しかし、共同親権をめぐるのは、離婚後もDVや虐待が続くおそれがあるなどの理由で、強い反対と不安の声が上がっている。別居親が子どもの意思に反する面会交流の権利を主張することや、進学・就職、手術・治療などの重要事項について父母双方の意見が合わず、子どもに不利益が生じることを懸念する声も相次いでいる。

離婚後も父母双方が子どもの養育に責任を持つべきであるとして共同親権に賛成する意見もある。しかし、父母が冷静・対等に話し合える関係にあれば、現行制度でも共同での養育は可能であり、実際に行われている。面会交流や養育費の支払の促進を期待する声もあるが、これは親権制度とは直接関係がないものである。

また、現行の民法第818条第1項に「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」と規定されているなど、親権という言葉には、親が子どもを思いどおりにする権利という響きがあることも課題である。子どもを親の所有物とみなすような誤った認識が広く残っている現状において、子どもが安心・安全な環境で育つ権利の保障を中心に据えて議論を尽くすことが必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、離婚後の共同親権の拙速な導入を見直すよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

宛て